

## 第6回 緑の市民委員会

### 会議録

1. 日時 平成20年2月13日(水) 9:30~12:00
2. 場所 市役所401, 402会議室
3. 出席者  
(委員) 久委員長、下村副委員長、日高副委員長、海老澤委員、倉地委員、大鋸委員、川井委員  
藤原委員、磯貝委員、稲葉委員、寒川委員、林原委員、山田委員  
(事務局) 坂本都市整備部長、高橋公園緑地課長、川邊花のまちづくりセンター所長  
上田公園緑地課長補佐、西川花のまちづくりセンター施設係長  
杉浦公園緑地課庶務係長、北田公園緑地課工務係長、朝平氏(市民サロンコーディネーター)

#### 4. 議事内容

##### (1) 開会

##### (2) (仮称)花と緑のわがまちづくり助成制度について

【事務局】 花と緑のわがまちづくり助成金交付制度(案)[資料1]  
花と緑のわがまちづくり助成金交付要綱(案)[資料2]  
花と緑のわがまちづくり助成金交付の流れ [資料3] について説明

【久委員長】何かご意見、ご質問はあるでしょうか。

【山田委員】資料1の助成対象の低木とありますが何mぐらいまでの低木ですか。

【事務局】 予定しておりますのは1mぐらいまでです。

【山田委員】樹種は別段関係ないですね。

【事務局】 関係ございません。  
しかし、設置場所での通行障害などが予想される場合は問題あるかと思えます。

【山田委員】緑化グループは何名以上を想定していますか。

【事務局】 2名以上と考えています。

【寒川委員】予算600万円で、すべて賄えると想定していますか。

【事務局】 現在の花苗交付制度で約50自治会に対応していますが、今後は、上限8万円ですので75グループ以上は対応できると想定しております。

【寒川委員】予算の限度額になるまで申請可能ということでしたが、まだ、予算に余裕があるとか、限度額になったので、応募を締め切るとかという情報は、どのように手に入れるようになっているのですか。たとえば、ホームページとか。

【事務局】 そのあたりはホームページとかで対応したい。例えば、満額に達したときには受付は終了しました、あるいは今も随時受付中というお知らせいたします。

【久委員長】 5月14日まで申請受付期間ですが、その前に予算額の満額に達した場合は、どうされますか。

【事務局】 当初受付の1ヶ月間は、申請を集約し、予算額を超える状況であれば、その中で調整させていただきたいと考えています。

【久委員長】 場合によっては一律減額というそうこともあるということですね。

【機員委員】 まず資料3ですが、5月中旬に認定と書いていますが、認定する基準は何ですか。

【事務局】 対象場所が市内の公園、学校、公民館、集会所、街路樹の植樹柵など、パブリックスペースであるか。実際に活動される方につきましては、自治会なり管理組合、地域及び事業所の緑化グループであるかなどです。

【機員委員】 基準は、何かパンフレットで掲載するということですね。

【事務局】 はい。具体的に紹介させていただきたいと考えております。

【機員委員】 それにもう1点、緑化資材の購入費の最高8万円を申請段階で、何か予算明細とかを添付してもらい、金額の妥当性をチェックするのですか。

【事務局】 申請の段階におきましては、細かい計算は不可能と思うので、概算で、たとえば花苗でいくらとか、そういった内容のものを考えております。

【機員委員】 仮に8万円の予算枠が取れたら、その後、8万円以内だったら、いくらのもを買っても良いということですね。

【事務局】 申請内容にある物品であれば結構です。

【機員委員】 資料4の例の事業総額8万8千円と書いてあるのは、あえて8万8千円で1割ぐらいカットして助成金を8万円にするということですか。

【事務局】 その例は、8万円が助成の対象の物であり、8千円が対象外の物であり、総事業費としては8万8千円を想定しています。ですので、8千円については自己負担という形でお願いしたいと思います。

【林原委員】 対象者ですが、たとえば自治会を例にあげますと、班とか組とか分かれる場合があります。対象者を最小単位まで認めるのか、自治会全体を1つの単位とするのか、その辺が不明確と思う。場所的により、わかれると思うのですが。公共スペースといっても、範囲が広いので、自ずと活動の範囲がそれぞれグループによって違ってくると。そういった場合、どう判別するのですか。

【事務局】 自治会には、班、婦人会、子ども会、老人会など、また、グループもあります。現在のところ、基本的には緑化される場所が公共的な場所で重複しなければそれぞれで認めたいと考えているが、また、市民サロンでご意見を踏まえて詳細を決めていきたいと思っております。

基本は、自治会で行うのであれば自治会で、自治会としては取り組まないなら、他の団体、グループで、場所も重複することがなければ、老人会とか老人クラブとか婦人会にも助成はさせていただきます。

【久委員長】 杓子定規にするというよりも、問題がおこれば、市民サロンやこの市民委員会でも諮っていた

き、事務局で調整して頂きたい。例えば、複数が同じ公園に花を植えたいという話が出てきた場合は、それぞれのグループに話をして調整して下さいとかやり取りして行って、収めていくということを想定されているわけですね。杓子定規にこれは駄目、これは良いというような文章表現だけでは出来ないということでご理解いただきたいと思います。

【下村委員】既に実施した活動済みのものに対して、この申請期間に申請した場合は助成の対象になるのか。資料3を拝見しておりますと、4月15日からの申請になっていますが、その後1ヶ月間しないと植えられないとか。花苗を植える最終時期が5月として、申請時期を少し早めた方が良いのではないかと思うのですが。

予算執行上の問題や申請者が学校などは、4月始まってからの方がいいかとも思い、微妙な選択ですが。資料4以降の申請書の中身ですが、たとえば実施場所が始めにあるが、花を植えるとか緑化する目的を聞く必要がある。記入される中身は似通うと思うが、こういうのを見習うこともあって花で綺麗にしたいとか近所つきあいを密にしたいとか、何か書かれることでコミュニティを醸成することを逆に誘発するような意味で、緑化活動の目的を加えればどうか。これは意見ですが。

【事務局】既に実施された場合ですけれども、新年度の4月以降の分に関しては、対象と考えています。受付期間については、予算上の問題から4月15日から5月14日という1ヶ月でお願いしたい。

【下村委員】スケジュールを全部1ヶ月、早めることはできないか。

【事務局】ご存知の通り、会計年度がございまして、どうしても一番早くても4月1日からなりますので。

【久委員長】先ほどのご意見が2つ重なっていると思いますが、たとえば花の種類などで、5月の標準に植えなければならないという話になったときに、認定を待っていたら、間に合わないので実施した。そういう場合は後から認定をいただいて、助成金もらえるのであれば、認定期間を半月先延ばししなくてもいいですよ。

【事務局】実際の花植えの活動が4月以降実施で、既に植え付けされている分については対象内にさせていただきたいと考えております。年度をまたがった3月とかは予算がまだ成立しておりませんので、その分については時期を早めるということとは出来ないということです。

【久委員長】一つ具体的な話をさせていただくと、たとえば自治会の総会が8月に総会でしたと。そこで提起されて、集会所の前が殺風景なので低木を植えました。それは昨年度だけでも申請にも間に合っていないわけです。総会が8月ですから。次の年の申請で前の年度のたとえば秋植えた低木にお金をつけて下さいというのはだめということですね。

【事務局】はい。

【久委員長】思いつきでは植えないで、9月に案を作っておきなさいということですね。

【事務局】はい。

【事務局】申請書の様式での目的については、検討したいと思います。

【久委員長】よろしくお願いします。

【磯貝委員】今の事務局の話で、会計年度は確かに4月1日以降だと思いますが、こういう広報も会計年度でしなければならないのか。例えば3月中にこういうふうにして準備してくださいと、受付はもう4月1日にやりますからということの進め方は可能なのでしょうか。

【事務局】 厳密に言えば、予算が成立してはじめてすべての行為が出来るというのが本来の進め方です。

広報に載せたり、周知するのも予算が成立した後というのが本来です。しかし、こういう事業は継続的に毎年行っているような事業であるため、予算は3月市議会の予算委員会で審議をされて、たとえば、この所管でしたら、都市建設委員会で審議されるのですが、委員会で可決をいただいた時点でほぼ確実に予算化されるだろうとことで、その時期からは公表させていただくことは可能かと思えます。通常、3月の中旬に予算委員会が行われるのですけれども、そこで都市整備部所管の予算が通れば、それ以降には公表なり周知をさせていただくのは可能かと。厳密に言えば本来は最終の本会議が終わって予算が成立してからというのが筋ですけれども、例年、同じような継続的な事業となりますので委員会が通れば周知は可能かと考えております。そのため、3月中旬以降でしたら広報にも載せて準備してくださいと。来年度はこういう受付期間でこういう事業をおこないますよというPRはさせていただくと考えております。

【機員委員】 その時に、もし可能でしたら先ほどの下村先生の案じゃないですが、植え付けについて、事前着手も可能ですよという内容を広報で明記したら混乱しますか。

【事務局】 今回二つの制度が改正になりますが、今年の4月はじめが一番困惑されることが多いかなと想定されますが、今年の4月の受付時期さえうまく説明できれば、来年以降はスムーズに流れるのではないかと考えております。広報に掲載に関し、広報紙の発行は、1日号と15日号しかございませんので、3月15日号の掲載は議会等の関係から難しいかと思っています。そのため、4月1日号が最も早いかと。

【久委員長】 先の機員委員の発言についてですが、こういう告知の場合は、いろいろとご説明すればするほど余計にわかりにくくなるので、一言「何かあればご相談ください。」という一言が一番効果的かなと思えます。迷うかたはご相談いただけると一番それが早いかなと思えます。わからないことがあれば、どしどし事務局のほうにお尋ねくださいと。

【事務局】 従前から花苗交付制度を活用されている方には、別途文書でご案内申し上げますようにしております。

【日高副委員長】 花に季節があって、その季節の花が役所のしきたりに合わせよと言っても、花はそんなわけにはいきません。自然ですから。この時期に咲く花だけに助成するという感じに私たちは受け取れるので、後の時期は自前で植えよということに感じたりもしますが、委員長がおっしゃったように相談を受けながら柔軟な対応をして皆さんにより良い方法で活用していただけますよという感じの部分を広報していただけたらと思います。

【藤原委員】 今の話ですけれど4月は一番いい花の時期。その時期に植えたい人が多いだろうし、それが助成をもらえないとなったら、助成制度をせっかく作ってもという気になります。もうちょっとうまく活用出来る制度はないかなと感じられる人も多いと思うのですが、予算は絶対単年度でないといけないのですか。

【事務局】 複数年度にまたがる予算措置というのがありますが、こういう事業にはあまりなじまないです。大きな何年間も掛かるような建設事業とか、例えば、3年間で建物を建てる場合であれば継続費とかの方法もとれますが、こういう事業というのは600万円程度の事業ですので、継続的な事業として予算を編成するというのは少し馴染まないと考えております。

【藤原委員】 ということは、2月か3月頃に最終の支給できるような形にしたらいいのですね。

【下村副委員長】 1ヶ月早めたらという話がでましたが、事務局の話を聞いていまして、1年目はちょっとまずいかもかもしれないかもしれませんが、2年目は2月に支給してもらって3月に活動してもいいわけですね。ですから、1年待てば、正常に動き出すかもしれないですね。

【事務局】 20年度でも最大3回の分割まで可能ですので、20年度の対象として2月ぐらいに活動始めて3

月に植えられることは出来ます。会計年度の出納閉鎖期間が5月末ですので、4月を越えても支払いは20年度と支出できますので、3月に植込みされた分は20年度の支払い分として出せます。3回ぐらいに計画的に割っていただいて、春の時期を4月の丁度いい時期でしたら3月ぐらいに植え付けをしていただくように。そういう方法は可能です。

【久委員長】今年の初夏ぐらいがまずいですね。後は計画的にやっていただいたら。

【倉地委員】花の植え付け時期についてお話しすると、春のお花が一番美しい時期4月、5月。これは前年度の秋の後半から咲く花なのです。パンジーなどこれから美しくなるのは、もう既に植えていないとダメなのです。春物の洋服が早く出回ると一緒に、新年度助成を受けて植えるのであれば6月から秋にかけてのお花であり、今の申請受付時期でも別に問題はないのかなと思うのです。お花は美しいですけども、今綺麗に咲いている花を植えるということは、その後、絶対花はきれいに咲かないということを考えていただいたら。植えるための適正時期があります。

【藤原委員】だったら春花は、もっと早く植えなければならないということですね。

【倉地委員】だいたい、春に綺麗に咲く花は、今植えているのが去年の11月から12月です。今まで、その計画でおこなっています。

【藤原委員】その次の花は、6月から7月に咲く花はもうちょっと前でしょ。

【倉地委員】初めての申請の方はともかく、従来から花植えをされている人は別にこの年度であってもお花は購入出来るかと思っています。申請の時期というお花は、秋口に対してのお花になります。一番美しいのはそういうお花の寿命というのを考えて前年度から植えていますので、秋に申請する場合は春のお花を申請するという形になってくるかと思います。

【稲葉委員】申請の時期はこれでいいと思います。5、6月というのは夏秋のお花を用意することなので。11月頃にビオラの苗を植えて根を張らして、4月に咲かせます。

【倉地委員】今は市の助成制度は苗でいただいています。素人では種からというのはとてもじゃないけれども難しいです。

【藤原委員】6月、7月ぐらいに咲くのだったら春に。2月、3月に苗を買って植えるのでしょ。

【倉地委員】違います。

【稲葉委員】夏の花は5、6月でいいです。

【藤原委員】さっき話だと6月頃咲くのは。3月頃じゃないですか。

【稲葉委員】いいえ違います。

【倉地委員】今のパンジーが咲き終わってから植えます。植え替えは年に2回ぐらいですから。

【藤原委員】6月の花というのはないのでしょうか。

【倉地委員】6月というのは、今は想像もつかないお花が出ているのです。

【藤原委員】5月、6月の苗というのは3月頃じゃないのでしょうか。

【倉地委員】3月は、まだ、パンジーがしっかり咲いていますから。それを抜いてからでないと。秋口に咲く花が6月ぐらいから植えるのです。

【大鋸委員】半年ずつずれているのです。

【稲葉委員】植えなきゃならない季節は、遡るので、これでいいと思います。遅れてはいないです。

【藤原委員】僕が植えるのはだいたい苗木を買ってくるのは2、3ヶ月ぐらい前に苗を買ったやつを植えているから。そんなものかなと思っていました。

【稲葉委員】ビオラなどは11月に植えないと根が張らない。2ヶ月前ぐらいに。

【久委員長】今年度のグループさんのもおられるわけだから、来年度の春先は今年度助成いただいた方のところで花が咲いているわけですね。

【倉地委員】お花の季節については、私たちが携わっていても、いやもうこの花が出ているかなというような。いわゆる業者さんが、前倒しですっと苗を作っていますので苦労することがあるのです。

【磯貝委員】今、年2回ペース。ちょっとお聞きしたら。たとえば年4回ペースでやろうとしたら。その間にもう一回いれたら良いわけですか。

【倉地委員】私たちは年3回今まで花苗をいただいていたのですが、この制度になれば予算上、2回しか出来ないと思うのです。そしたらその半年間もたせるお花を今度きめていかなければならないので。この制度が出来たらちょっと考え直して工夫しようかと。私たちのグループでは今までの半額の予算になるのです。

【磯貝委員】その場合はもし、それを受けるとしたら個人負担ですか。

【倉地委員】場所を狭くするか、皆さんがやめようと言い出すか、どちらかの選択になる。やってみないとわからないことですが。お花の好きな人ばかりが今のところやっていますので。努力でなんとかクリアしていきたいと。私は今日までサロンで検討させていただいていますので、今ここではあまり発言はしたくないのですが、個人的には不満な金額です。でも、そのお花のシーズンは今言われたように、前年に植えた花を5月中頃までもたして、春の花を見ていただく。それから、夏越えて秋までは半年間、5ヶ月間いうのを設定していままでもやってきていますので。この制度は別に期間というのは別にこれでいいのではないかと思います。

【磯貝委員】19年度予算では総額500万円なのですね。

【事務局】そうです。500万円です。

【磯貝委員】全額使っているのですか。

【事務局】19年度に関しましては、若干余裕はあります。

【磯貝委員】残っていると言うことは逆に言えば予算の組み方をもう少し考えなおす余裕も若干あると言うことですね。

【倉地委員】それでも前提としては、もっと多くの市民の皆さんに係わっていただくためには。予算そのものが、500万円が800万円なるのだったらいいのですけれども、500万円は500万円

で底辺を広げようと思えばどこかでおさえてという。その辺で妥協しています。まず、やってみないと。

【機員委員】とりあえず、20年度やってみてから、次を考えればいいですね。

【久委員長】ちょっと話しはそれですけど自分たちでお金を工面してやっておられるグループがあります。私の知っているところでは、吹田市の花の会ですが、新小川のバス停の周辺で花を植えておられるのですが、それ全部手弁当でやられているが、年に何回か花のニュースを出していきまして、そのニュースの下に、近くの商店街から広告を載せて、それで、7,8万円の広告料になります。それと、もう一つは会費制度にしていまして、その会費をとっているのですけれども。そうすると、楽しんでもらっている方が、案外お金を払ってくださるのですね。私は、植え付けとか手間はかけられないけれども、その分お金を払らせていただいていますというようなことができますので、ちょっといろんな工夫をすれば、なけなしの税金を使わなくても出来る方法はあるので。また、そういうグループさんと呼んでいただいて、どうやられているかという勉強会なんかもして、いろんなことを教えていただければいいのではないかと思います。他、この助成金ご質問ございますか。それでは、今いただいた意見を参考に最終つめていただいて来年度から実施していけるようお願いしたいと思います。

### (3) (仮称) 花と緑の景観まちづくりコンテストについて

【事務局】 花と緑の景観まちづくりコンテストについて (案) [資料5]  
花と緑の景観まちづくりコンテストの流れ [資料6] について説明

【久委員長】これも市民サロンでも再度、検討していただいたようですが、意見ございますか。

【寒川委員】まちづくりコンテストで提出する活動報告書と、助成金交付金で提出する活動報告書とを一緒に書いて出すと楽ではないかと思う。二つ個別に報告書を出すのは大変なので、たとえばコンテストと助成金の報告書を兼ねることは出来るのかなど。

【事務局】助成制度につきましては、この事業完了の時に、お出しいただくということで、コンテストは6月から8月に活動報告書の提出ということになります。提出していただく時期的なもので若干の差はあろうかと思いますが、そのあたり、ご意見も参考に検討させていただきたいと思います。

【寒川委員】審査時期ですけど、活動報告は6月から8月で審査は9月ですけど、マリーゴールド、サルビアだけならいいかもしれないですけど、他の花の状況などを勘案して、全体の調和と意味合いでいくと6月から8月という期間は妥当なのでしょうか。

【事務局】6月から8月の間の報告ですけども、4月以降に活動された写真を提出していただき、写真撮影の日付の限定はする予定はございません。一番良い時期に撮影していただいて提出願えればと考えています。

【稲葉委員】現地調査はどうなるのですか。たとえば5月に綺麗というものは9月では咲いていない。

【事務局】当然、花の写真と現地審査時の状況は異なります。

【稲葉委員】応募した時は綺麗に咲いている場所けれども、9月に来られた時は咲いていない。場所だけ調査に来られるのですか。

【事務局】9月に書類審査と現地調査を考えています。

【稲葉委員】現地調査というのは、提出したのは5月にきれいなものを、写真を提出した場合。9月に来てくださっても咲いていないわけです。そこにそれが植わっているかというのを調査に来られるのですか。何の目的の現地審査ですが。

【事務局】5月の花が9月に植わっているかということは必ずしも想定はしておりません。このコンテストは、5月だけの景観面だけに着眼したコンテストではございません。これは、1年を通した景観の取り組みに関して顕彰させていただくコンテストであります。5月の時点で当然、春花が植えられて綺麗な状態になっているかと思いますが、9月の時点では現地に行けば秋花、夏花を植えられて、現地ではその夏花の現時点での審査となります。

【稲葉委員】草花の場合はそうですね、たとえば垣根などの樹木の花などは、春しか咲かない場合があります。それは、垣根としては景観上きれいだけれども、春にしか咲いていないじゃないですか。

【久委員長】私も、他の所でも既にコンテストで現地審査をやっていますが、そういう場合は写真と現地を見比べて頭の中で想像しないと仕方がないです。毎回、春夏秋冬見に行くわけにはいけませんので。それは、現地審査の時間的な限界があります。

【稲葉委員】だから、応募してはいけないということではないですね。

【久委員長】ないです。

【稲葉委員】それをお聞きしたかったのです。

【事務局】先程、寒川さんがおっしゃったサルビアとマリーゴールドについては、植えていただいても結構ですが、限定はしていませんので、景観まちづくりという点では、どのようなお花を植えて頂いても結構です。

【久委員長】資料5で「今日までの、資材を支給し、種から花（マリーゴールド、サルビア）を育てていただき、その作品の出来栄を表彰する「花と緑のまちづくりコンテスト（花づくり部門）」に代わり」と書かれているとこですね。

【倉地委員】稲葉さんをご指摘になった、春が綺麗からその春の写真をだしていただく。現地で、9月頃に、いわゆる秋花を見ていただく。春の花は写真になると思います。でも、その両方を見るということ。秋だけ見てもらっても、夏場の管理の困難さから秋の花が半分枯れているという場合もある。でも春は綺麗かったからそれを本当は見たいと。そういうことは実際には現地調査ではみてもらえないから両方の写真を提出して、審査の対象にさせていただくというお話はさしていただいております。

【林原委員】花の咲く時期、あるいは報告時期と審査時期がずれるという問題点ですよね。審査を繰り上げことは出来るかどうかという点なのです。一番良くりっぱに咲いている時期を見てほしいというのは申込者にとってはあろうかと思えます。この点が出来るといいことですね。それと、さっきおっしゃった通年性というか、その場所にちゃんと花の咲くのが、他の花も含めてうまくつながっていくかどうかという点なのですけれども。まちづくりという観点から。その辺が問題になってきているのと思うのです。申請書に、いつ頃見て欲しいとか、いつ頃咲きますというのをもうちょっと明確に申込み者の方で書いていただいて。いつ頃見て欲しいという要望が受け付けてもらえるかどうか、ということになると思うのですけれども。

【事務局】審査していただくのに、綺麗な時期が個々によって違っていると。毎日のように行かなければならないという問題があり、それでは現実的に無理だと思われる。やはり、現地審査日を決めて実施したい。審査も市民委員さんの方にもお願いもしたいので。



【大鋸委員】写真審査でせざるを得ない部分がどうしても出てくる。1年中現地に行くのは不可能。それぞれ、得手、不得手があるじゃないですか。この花は、私は合うけどこっちはあわない。ある程度写真審査でお願いするという風に変えないと。本当に毎日行ってないといけなくなる。

【久委員長】8月の酷暑の時期を避けたら、なんとかいけると思いますがけれども。以前、下村先生と一緒に別の場所でさせていただいた時に、どうしても日程が合わないから8月に見に行き、何も咲いていないという事もありましたので。その時期を避けたら何か咲いているだろうと。

【寒川委員】広報やPRの際に、事業所部門と住宅部門のところで、道路から見る事ができるという一番大事な部分を強調していただくと、自分の庭の募集でも、道路から見る事ができる公共性を出来るだけ強調してはどうか。

【事務局】そうですね。強調するような形で。アンダーラインとかで。

【山田委員】現在実施されている毎秋の菊の品評会についてですが、何課でおやりになっているのか知らないですけど。そこのリンクは考えておられないのか。同じことを包括的に窓口になるとか。

【事務局】菊の品評会は観光協会が主催でやっており、産業振興課が担当しています。内容は、まちの景観に係るものでなく、菊を育てて、決められた場所に出品し、菊の出来ばえだけを競う、菊の品評会です。場所を限定し、菊の出来ばえを競うという点で、少し主旨が違います。

【藤原委員】資料5とところで、審査基準。景観面と取り組み面とありますね。取り組み面で、地域への波及効果、地域の方々の交流、維持管理面。言わんとしていることはわかるのですが、これの審査の物差しというのは何か。PRのポイントは自己PR以外に何かあるのですか。

【事務局】今のところ、応募書類の中で活動の報告などに、記入していただくことを想定しております。報告書がベースになると想定をしております。

【藤原委員】報告書に書いてなかったら、受賞は非常に難しくなるということですね。

【久委員長】他市でやっているところも、報告書にて問題なく実施されています。

具体的に言うと箕面で今年度受賞されところは、学校の園庭で地域の方々が学校に入り込んで植えてくださったとか。逆に、近所の公園を小学生、中学生も巻き込みながら地域の人と子どもたちがとかです。それらの取り組みは、評価が高くなります。地域の有志だけがやっていることに比べて、色々な方々巻き込んでいるかどうかというのが一つの評価の対象にはなります。

【藤原委員】あえて自らからPRしなくても。

【事務局】先程の取り組み面の話ですけれども、地域の波及効果とは、例えばあるグループの方々が、決まった場所で実施されていると、周りの方も一緒にやってみようということで、連続的に広がっていくような取り組みをされているかなど。そこだけで決まった区間で収まってないかどうかとか。そんなことが波及効果として考えられるのか、非常に大きなポイントかなと思ったりしています。

【事務局】事務局が大きくこちらが期待しますのは、花の植えておられる空間が広がっていくのも非常にいいことなのですが、更に周りの方々がその綺麗さをもっと綺麗にしようということで、道路とかを地域の方が清掃活動するとか、そういう広がりになれば素晴らしいことだと考えておりますので、そういうのも波及効果として採点のポイントにしていきたいと考えております。

【山田委員】もちろん里山の活動も対象になりますよね。

【事務局】里山部門はつくっていませんが。

【山田委員】コミュニティ部門でね。

【事務局】今回は基本的にまちなかの花と緑に限定したいと考えていますが。

【山田委員】いや、緑に関連することですから。ご存知の通り鹿ノ台は住民主体で、これから、花木を植えていきますから。里山の状態に戻したいと考えています。即、応募させてもらおうかなと思っていますが、それは別と言われるのでなく、地域で取り組んでいる事例にそん色ないので、まちづくり賞かまたは何かで。

【久委員長】去年、箕面で竹林の中でコンサートをされたグループが賞をいただきまして。本当に賞をさしあげるかどうかい審査会で、かなり激論をかわしたのですけれども。かなりユニークで波及効果も高かったので、特別にそういうものをさしあげても良いじゃないかという判断でした。だから、受付で排除するよりも受付時には、どんどん出していただいて、審査会でこれはコンテストの主旨と違うというのか、おもしろいよというのか判断させていただいた方がいいのではないかと。事務局が、出してこられた時に、これはだめですとは言わないように。

【林原委員】審査のあり方について私たち市民委員会がするという案になっていますが、正直申し上げてその場所に行ったことがある、あるいは、日常的に通っている、見ているというのであればわかりやすいのですけれども。しかし、知らないところを見て、審査するということでは、基準に合致しない部分がでてくると思います。私の言いたいのは、もうちょっと今、事務局が言われたように市民に広がりを見せるという点で、委員会だけで決めるのではなくて、もっと近隣へのアンケートや写真をどこかに提示して市民に投票してもらおうとか。そういう方法があっただけかと思われるのですが。できたらそう願えたらなと。市民が選んだコンテストであるということが言えるかなと。個人的には、行ったことのないところで、ずっと定点観測しなければならないのはしんどいというのがあります。ただ単に写真一枚で判定するというのは難があるなと思っています。その辺は改正して行く必要があると思います。

【事務局】現在のところ表彰はオータムイベント時に行う予定です。そのため日程的に難しいという気がします。

【久委員長】委員個人ではなくて合議で決めますので、話し合いですからそれほど審査にご心配いだけなくていいかなと思います。逆に知っておれば知っているほど評価がきびしいのもあります。先程のコメントですけれども、いい事が書いてあるけれども、「これ違うで」とよくご存知のことを、書かれていることもありますし。知っているか知っていないかと言うのは、一長一短です。他いかがでしょうか。

【寒川委員】たくさんの人に応募して頂きたいと思うので、そういう意味で参加賞は大切だと思うのですが、参加賞は花の種で問題はないのでしょうか。

【大鋸委員】当初は、参加賞も何もなかったのです。市民サロンの分科会に行った時に、助成制度については、8万円までの助成金が出ますよね。それに対してコンテストは、全く何もないので、参加者の裾を広げるには一番経済的面で花の種をたくさん蒔くことかなと思ひ、せめて、花の種でも参加賞にくださいと提案を採用いただいたのですけれど。確かに種のからの育て方には、得て不得手とその種との相性があるかも知れませんが。

【倉地委員】種以外の代案があれば教えて頂きたいのですが。

【久委員長】私の経験上で、財政的にあまり無理をすると継続性も危うくなるようになってくるので、当初は

花の種ぐらいでスタートされる方が良いかなと思います。豊中でデザイン賞をバブルの時に立ち上げたので、池田満寿夫先生のブロンズと盾が貰えたのです。ところが、お金がなくなってくると、存続も危ぶまれてくるという話になりますので。花の種をたくさんまいていただくというのが、一番いい感じではないかと思われます。

【大鋸委員】一番経済的な参加賞かなと思います。

【稲葉委員】参加賞が目当てに参加されるのではなく、本当に花好きでこれに参加したい方のためには、花の種で良いのではないかと。

【林原委員】コンテストをやった結果の広報活動が必要な感じがあるのですけれども。ホームページだけでなく、公共施設、公民館とか図書館そういったところで出された写真を展示すると。場合によってはずっと、一年中誰でもいつでも見てもらえると。市民の啓発を図ることにより、来年へのステップアップになるというのはいかがなものでしょうか。

【事務局】貴重なご意見ですので、たとえば花のまちづくりセンターの中で、そういったスペースを設けることも可能かと思ひます。検討させていただきたいと思ひます。

【久委員長】とりあえずやってみて、また、回数を重ねながらよりよい方法も出てくるかも知れないので、まずは、実施しましょう。

#### (4) 緑の保全に関する提案について

【久委員長】それでは時間になりましたので、再開をさせていただきたいと思ひます。次第の(4)市民交流サロンのほうからの緑の保全分科会からの報告で、磯貝さんと寒川さんお願いします。

##### 花好き・自然好き市民交流サロン 樹林・棚田など自然系の緑の保全分科会からの中間報告

【磯貝委員、寒川委員】[資料7]、[資料8]、[資料9]をもとに「緑の保全分科会」調査経過報告

【久委員長】何かご質問、ご意見はございますか。

【山田委員】寒川さん、杜さんの内、完全に消滅した箇所というのは、何箇所ぐらいですか。

【寒川委員】数までは。ここに書いている35箇所は、何らかの証というのは残っているのです。

【山田委員】それをひいていくと半分近く減っている勘定ですね。

【寒川委員】調査の精度をあげればもう少し復活する可能性はあります。

【山田委員】現存する35箇所をこのラダーの上にプロットする作業は、どのような進捗ですか？

【寒川委員】そうですね。今は、図面に付箋で付けている状況です。資料として残すために、やろうと思えばすぐに出来る状況です。

【久委員長】地図の話で言うと、大きな地図とそれぞれのポイント、ポイントの周辺の地図があります。今日のお話を聞いていますと、お地蔵さんと対になっているものがあります。そうすると、江戸時代の集落のはずれに位置している可能性が極めて高いので、もう少し2500分の1ぐらいの地図で昔の集落との関係をプロットしていくと、あることが分かってきます。お地蔵さん、祭の神、庚申塚。形を変えていますけれど、全部同じ木々で村の中に悪霊が入って来ないように守ってくれるものです。

それとか、村の1本杉という言い方をしましけれども、木だけで境界部分にあるというパターンも他の地域でもあるので、恐らくそういうものがあるのではないかと思います。大阪の場合、明治時代の19年の地図が残っています。陸軍測量部が全国で地図作っているのですけれど、その地図で確認すると江戸時代の村の姿がわかるので、その地図上にプロットするとかなりの割合でおそらく村を守るための境界部に置かれていたということがあるのではないかと。もう一つは、個人住宅タイプと言われているものは屋敷の守りのための樹林というのがあって、屋敷を守るタイプと村を守るタイプがあるのではないかと。そのあたりは、もう少し注釈を含めて地図にプロットしていただくと別の角度で由来などがわかってくるのではないかと思います。それは、何の話につながるかというと、村の形態が変わってくるから、杜さんの意味も変わってくるという話が見えてくる。恐らく、村を守る意味がなくなっていると思う。周辺部が宅地開発されることによって、はずれでなくて真ん中にいく。そうすると、意味合いも変わってくるので、無くなってしまうということも起きるかもしれません。

【磯貝委員】今回、保全分科会で杜さんの調査活動をしています。杜さんの調査目的は、杜さんの歴史的なものではなくて、樹林、樹木の調査という観点から調べているのですが。

【久委員長】歴史ではなく、私の言いたいのはその碑が残っている、残っていないというのは意味があるわけです。それが都市計画的な意味というのもあるわけです。だから、歴史を調べるということではなくて、都市が変わって行く、まちが変わってことによって、林とか杜さんの意味が変わってくる。それをおさえておいた方が、保全の話もかなり深まりが得るのではないのでしょうかというアドバイスなのです。ただ、実態を、写真を撮って調べるだけではなくて、意味があってこそ残す、残さないという話が出てくると思います。

【川井委員】全体的には本来あった場所からだいぶ移動されているものが非常に多いです。古い場所が今残ってというケースは非常に少ない。なかなか、科学的にそれを調査する手立てはないけれども。たとえば、住宅開発で埋没したものを集めて祭っているとか。そういうものがかなり目に付きました。明治19年の地図で、なかなか今もう姿かたちが変わっているから難しいとは思う。

【磯貝委員】地図におとして見るのも。

【川井委員】生駒市誌に出ているのも相当古い調査書類ですね。

【久委員長】移動しているかどうかという事が分かるだけでもかなり、貴重な資料ですね。

【磯貝委員】書いてある事が本当なのかよく分かりません。

【久委員長】そういう時は、お手間ですが村の長老に聞けばわかります。

【山田委員】今のそのような都市の形態、村の形態の過程の中に追ってみどりを我々、守りましょうという。全国的にもこういう守り方しかないものですか。他にもあるのでしょうか。一般的にこういうやり方のほうが多いのですか。

【久委員長】それも一つの話です。意味があって守られてきたわけですから、意味がなくなったときは、別の考え方をしないといけないということの基礎資料になるのではないかと。村が守られている頃はそう簡単に切られたりしなかったわけでしょう。恐らく、意味が変わって来たことによって必要性がなくなって切ら

れてる訳ですから。必要性というものを新たな形に。現代に必要な意味というものを付け加えていかないと、なかなか難しいです。それをみんなで考えていくということ。

【山田委員】どうしても、一定のルールでもって守りましょうというのが、周知徹底するには手っ取り早いかなとつい思ってしまうので、質問させてもらったんですけど。こういう守り方もあるのですね。

【久委員長】今でも、アイヌの方とかネイティブアメリカン、インディアの方々というのは、それぞれの森とか木に意味を見出していますから。そういうことで守っているわけです。そういうものを現代人は失ってしまっていますから。そこを制度に置き換えるのか、もう1回森とか林とか木々とかいうものを復活させるのかという方法論。典型的な話は、京阪の萱嶋の駅のプラットホームに何本か木が残っていますが、あれは御神木なのです。それを、高架事業で動かそうとしたのですが、何度か動かそうとしてもクレーンが倒れるのです。怖くなって、残しておこうということになった。そういう恐れの対象になっているときは、なかなかそう簡単に切りませんけれど。先程のバイパスの工事で切られた木というのは、そのとき本当に何も起こらなかったのかどうか。エピソードを調べていくと、別の観点でいろいろ良いのではないですか。

【磯貝委員・川井委員】樹林調査のデータ報告 [資料9]

【久委員長】何か質問ございませんか。

【寒川委員】竹林が荒れるのを防ぐのは、春になって竹の子を掘っても良いよと、市民に地権者が認められたら、少しは防げるものなのですか。

【川井委員】竹林というのは間伐しなければならぬ。間伐することによって竹の子が出るし、竹林が拡大していかないわけです。ほっておくから、自分の子孫を残すためにどんどん広げていくわけです。ほって置けばほって置くほど、領域が広がってくるという性質がある。本当は今あるものを間伐すれば当然竹の子もその域内で出てくるわけです。今回調査で見た竹林というのは、ほとんど放置状態で、ひどいのがありましたけど。あれでは、今ある樹木が全部負けてしまうので、10年、20年たつとほとんど竹林化、竹草化するのではないかというそんな印象を受けました。

【久委員長】まず地権者さんのご意見をいただいて、管理させていただけるのであれば可能と思います。恐らく、今の人手ではなかなか管理出来ないから放置されているのだと思います。コンタクトがとれるかどうか。箕面も5年程前から、民有地に市民の方が管理しようということで入ろうとされているのですけれども。保全をされる時は地権者さんとの気持ちの通い合いということを注意していただかないと。箕面の時にどうなったかということ、守ろうというグループさんになっているわけですから、地権者さんも拒否感を示し始めた。彼らが来ると守れと言われるのだらうという話になって来たので中々コンタクトが取れなくなってくるのです。そのあたりはまずは、地権者の気持ちを聞いてくださって、その後気持ちが通い合うならば、管理さしてもらえますかという形で慎重に答えられた方が良いでしょう。お知り合いの方から人づてに話をかける。

【事務局】先程の磯貝さんの説明の中で、松美台で良い樹林の残っている場所がありましたが、保全活用に向け、市としてもそこをお借りできないか所有者と交渉させて頂きました。2、3回交渉しましたが、交渉過程で賃借料だけではだめだということで、どうしても遺産相続の関係で買い取って欲しいとのことでした。相当な面積ですので、住宅の区画としては相当数とれる場所だったのですが、買い取る場合は、何億もかかるような地価になってしまいますので最終的には市としては、買い取ることは出来ないということで、断念せざるを得なかったという事例もございます。どうしても、何とか市としても保全をしたいと考えますが、生駒台或いは松美台とかそういうところは地価が結構高いところですので、買い取っていくとなれば相当至難なことです。所有者とうまく話ができて、例えば30年とか、賃借させていただくのでしたら可能なのですけれども。そこらが、保全に係る現状としては非常に難しいところかなと考えてお

ります。

【久委員長】緑の基本計画の中で一つ提案させていただいた市民基金というのがあり、たくさんのお金が集まるようになったら、その資金から買取できるのかなと。たとえば、一万円ずつ、一万人の方がだしていただければ、もうこれで一億円ですからという話をよくするのですけれど。算面も市民基金やっているのですけれど、実施前にアンケートとったら2割ぐらいの人が払い込んでも良いよといった割りには、実際にできたらほとんど市民からの寄付が集まらないのですけれども。話と実態が違うということになっているのですけれども。

【機員委員】今、基金はどれぐらい集まっていますか。

【事務局】64万8千円でございます。

【機員委員】だいぶいきましたね。100万円はちょっと難しいですかね。

【事務局】目標達成するように努力はしております。

【久委員長】一番良いのは、みなさんの財産を息子、娘さんに残さずにそのまま基金に入れていただくことで蓄えていければ。今後、緑の保全部会も調査を継続していただき提言いただけることと思います。以上で今日の案件全部終わります、その他で何か全体的にございせんか。

## (5) その他 緑化に対する取り組みの事例紹介

【事務局】鹿ノ台住宅地（市所有の鹿ノ台第6緑地）での住民、森林ボランティアによる取り組みを紹介

【久委員長】他に何か。よろしいですか。それでは、時間も越えましたが、本日は本市民委員会の中いろいろとお話いただきました。特に前半2つの案件についていろいろ議論いただきまして、いい制度ができればと思います。以上で今日は、閉会させていただきます。どうも、ありがとうございました。

【事務局】次回の会議は、5月頃を予定させていただいております。改めて連絡させていただきますので、ご了承の程よろしくお願いいたします。

## (6) 閉会